

2026年度日本留学試験（第2回）受験上の注意

1. 受験票の名前・生年月日などが正しいかどうか確かめてください

- ① 受験票には、「出願した時にEJUオンラインの出願申込みページで入力した情報」が印字されています。
受験票に印刷されている名前、性別、生年月日、国・地域にまちがいがあるときでも、試験当日は送付された受験票で受験してください。（名前は1～2文字程度のまちがいに限り、本人確認のうえ受験を認めます。）

受験票の記載事項の訂正は、試験が終わってから受け付けます。ただし、氏名と生年月日の両方を変更することや、氏名を大幅に変更すること（姓ごと、名ごと変更）、顔写真を変更することは認めません。これらの変更を申し込んだ場合でも、手数料は返金しません。（試験会場での訂正は受け付けません。）

＜訂正受付期間＞ 2026年11月9日（月）から2026年11月19日（木）まで

＜申し込みの方法＞

訂正受付期間内にEJUオンラインのマイページにある「受験票訂正」ページから訂正の申し込みをしてください。（手数料として3,000円（税込）がかかります。）

※ 期限までに申し込み及び手数料の支払いがないと、成績の記載や大学等に通知される情報もまちがったままとなります。

※ 「マイページ情報変更」ページを訂正しただけでは、受験票や成績確認書に記載される情報は訂正されません。

- ② 明らかに自分の受験票でない場合は、試験日の2週間前までに日本留学試験受付センター（電話 0570-55-0585）まで電話してください。

2. 試験会場を確かめてください

- ① 受験票を見て、あなたの試験会場を確認してください。
- ② 日本留学試験のウェブサイト（下記QRコード参照）で試験会場案内図を確認してください。
- ③ 試験会場の大学には、複数のキャンパスがある場合があります。試験会場のキャンパスの場所を注意して確認してください。
- ④ 試験の前日までに、試験会場までの行き方や公共交通機関の時間などをよく確かめておいてください。
ただし、試験会場の建物に入ったり、試験会場に直接問い合わせたりしないでください。
- ⑤ 試験会場には、電車・バスなどの公共交通機関（タクシーを除く）を利用して来てください。
- ＊ 試験会場や試験会場周辺の駐車場・駐輪場は使用できません。
また、試験会場では、駐車場の案内や紹介を行っていません。
- ＊ 送迎のバス・自動車の不法駐車などにより、試験会場からクレームを受けた場合や混乱を生じさせた場合は、受験をお断りすることがあります（受験料は返金しません）。
- ⑥ 受験票に書かれている試験会場で試験を受けてください。当日、会場をまちがえた場合、試験を受けられません（受験料は返金しません）。

● 試験当日までに、ウェブサイトで以下の情報を必ず確認してください。

- ・試験の最新情報
- ・試験会場へのアクセス、会場案内図
- ・試験会場の突然の変更
- ・駅から試験会場までの臨時バスの案内 など



試験の最新情報



試験会場

Note: English version of this leaflet is available on EJU website.



3. 試験当日の持ち物など

- ① 受験票
 - * 受験票には何も書いてはいけません。
 - * 受験票をなくしたり、忘れた場合は、EJUオンラインから「仮受験票」を印刷し、試験当日、早めに、自分の試験会場の「仮受験票発行所」に持ってきてください。
 - * 仮受験票発行所では、本人確認書類（有効な在留カード（または特定在留カード、特別永住者証明書）、パスポート、マイナンバーカード（いずれか1点））の原本の提示が必要です。
- ② 筆記用具（HBの鉛筆（鉛筆キャップは外すこと）、無地のプラスチック消しゴム（消しゴムケースから外すこと）、鉛筆削り）
 - * 鉛筆を2本以上持ってきてください。シャープペンシル（mechanical pencil、自動鉛筆、自動鉛筆）、ロケット鉛筆は使用しないでください。マークシートが読み取れない可能性があります。
 - * ノック式消しゴム、鉛筆キャップ、消しゴムケース、電動式鉛筆削り、大型の鉛筆削り、ナイフ類は試験中に使用できません。試験中は、かばんの中にしまってください。
- ③ 腕時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの、小型でも腕時計でない置時計や懐中時計は不可。）
 - * 腕時計は必ず腕から外し、机の上に置いてください。
 - * 音の出る設定は、あらかじめ解除しておいてください。
 - * 試験室には時計がありませんので、必ず持ってきてください。
 - * 携帯電話、スマートウォッチなどを時計として使用することはできません。
- ④ 本人確認書類（有効な在留カード（または特定在留カード、特別永住者証明書）、パスポート、マイナンバーカードの原本（いずれか1点））
 - * 本人確認書類を忘れた場合や、原本以外を持参した場合は、受験できません。
- ⑤ 昼食
 - * 午前のみまたは午後のみ受験する人は、昼食は必要ありません。
 - * 試験当日は日曜日のため、試験会場の食堂や近くの店が営業していないことがあります。
 - * ごみは持ち帰ってください。試験会場内のごみ箱に捨てることはできません。

【注意】耳せんは、監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用できません。
会場によっては室温の調節ができない場合がありますので、調節のできる服装で来てください。

4. 本人確認（重要）

試験室入室前に、本人確認書類と受験票により受験者の本人確認を行います。

使用できる本人確認書類は、「有効な在留カード（または特定在留カード、特別永住者証明書）、パスポート、マイナンバーカードの原本のみ（いずれか1点）」とします。

その他の証明書類やコピー、画像、預かり証は認めません。

本人確認書類の原本の提示がない場合や、受験者本人であることの確認ができない場合は、受験できません。

- * 在留期間の更新をオンライン申請で行っている場合は、在留カードの原本と、出入国在留管理庁のオンライン申請ページから印刷した「更新申請中の証明書」を、合わせて提示してください。
- * 試験後の提出は認められません。

5. 試験時間

- ① 試験時間は、受験票に書いてあるとおりです。試験時間には、試験の説明、問題冊子や解答用紙の配付時間を含みますが、試験終了後の問題冊子・解答用紙の回収や確認の時間は含まれません。
- ② 試験会場には、午前9時から入れます。受験する科目の試験が始まる時刻までに試験室に入ってください。なお、入室時に本人確認書類の原本と受験票を確認しますので、時間に余裕を持って来てください。
- ③ 試験開始時刻に遅れた場合、「日本語」は、午前9時40分を過ぎたら試験室に入れません。その他の科目は、試験開始時刻から20分を過ぎると試験室に入れません。

6. 感染症等についてのお願い

- ① インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症に罹患し、治癒していない場合は、他の受験者や監督者等に感染するおそれがあるため受験できません。
- ② 試験会場で発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の場合は、すぐに試験会場の係員に申し出てください。個別の検温及び確認の結果により受験できないことがあります。

7. 試験当日の注意

- ① 事故やストライキなどで、公共交通機関（例：電車やバス ただし、タクシーを除く）が利用できなくなったときは、午前7時30分以降に、日本学生支援機構 留学試験課（03-6407-7457）に電話してください。
- ② 試験当日は、係員の指示や試験会場の掲示内容（案内表示、飲食場所、ゴミ箱の利用など）を必ず守ってください。
- ③ 試験会場への自動車やバイク、自転車による乗り入れは禁止します。
- ④ 受験者以外は、試験室及び試験室のある建物内に入れません。（配慮申請で許可されている場合を除く。）
- ⑤ 試験会場は全面禁煙です。会場及びその周辺での喫煙も禁止です。
- ⑥ 試験室に入るとき、係員に受験票と本人確認書類（在留カード（または特定在留カード、特別永住者証明書）、パスポート、マイナンバーカードの原本（いずれか1点））を見せてください。顔を確認するときは、マスクや帽子を一時的に外してください。
- ⑦ 試験室では、あなたの受験番号と同じ番号の席に座って、受験票を机の上に置いてください。
あなたの受験番号が書かれた席以外では受験できません。
- ⑧ **試験中に机の上に出していいものは受験票、筆記用具、腕時計だけです。**
腕時計は着用せず、腕から外して机の上に置いてください。
他のもの（受験票が入っていた封筒を含む）はすべてかばんの中にしまってください。
- ⑨ 試験中は、帽子（パーカーのフード等を含む）を取ってください。やむを得ない事情がある場合は、試験開始前に監督者に申し出てください。なお、不正行為が疑われる場合は、監督者が帽子を取るように指示する場合があります。
- ⑩ 試験中は、ものを食べたり飲んだりしてはいけません。食べ物や飲み物などを机の上に置かないでください。
やむを得ず水分補給を希望する場合は、手を挙げて監督者に知らせ、その指示に従ってください。
- ⑪ **携帯電話、スマートフォン等の電子機器（8. ③参照）は必ず電源を切って、かばんにしまってください。**
衣服のポケットに入れてはいけません。
また、携帯電話などのアラーム機能を設定している場合は、電源を切っても音が鳴ることがありますので、必ず、アラームの設定を解除してから電源を切ってください。
- ⑫ 解答用紙が配られたら、印字してある名前と受験番号が受験票と同じかどうか確かめてください。
もし、明らかに自分のものでないときは、すぐに係員に知らせてください。
自分のものでない解答用紙にそのまま解答したり、係員に知らせないで、名前や受験番号を自分で直して解答すると、あなたの解答は採点されません。
- ⑬ 試験がはじまってからは、「外に出てもいいです」という指示があるまで、**試験室の外に出ることはできません。**
トイレや体調不良で試験室の外に出たい場合は、手を挙げてください。
ただし、「日本語」の『聴解・聴読解』試験の間（音声が流れている間）は、許可を得てトイレや体調不良の理由で試験室を出た場合でも、『聴解・聴読解』試験が終わるまで試験室に戻ることはできません。
- ⑭ 「日本語」の『聴解・聴読解』試験では、声を出したり、質問したり、大きな音を出したりしないでください。
- ⑮ 「日本語」の『聴解・聴読解』試験中に騒音等により音声聴き取れなかった場合は、『聴解・聴読解』の音声終了後すぐに手を挙げて係員に申し出てください。
- ⑯ 試験時間中に日常的な生活騒音等（監督者の巡視による足音、監督業務上必要とされる会話、航空機・自動車・風雨・空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、携帯電話や時計等の短時間の鳴動、周囲の建物で発生した音など）が発生した場合でも、再試験は行いません。
- ⑰ 試験中、激しい咳を何度もしているなど、明らかに試験の進行の妨げとなるおそれのある行為と監督者が判断した場合には、当該受験者の解答を中断し、一時退室してもらうことがあります。その場合の試験時間の延長や再試験は行いません。
- ⑱ 試験中、係員が受験票と受験者の顔の確認を行います。確認のためマスクや眼鏡等を一時的に外してもらうことがあります。
- ⑲ 会場周辺で外部の団体や学校などがビラやチラシを配る場合がありますが、日本留学試験とは一切関係がありませんので注意してください。
- ⑳ 受験票は、各大学等に出願する際にも必要となりますので、試験終了後も大切に保管してください。

8. 不正行為

つぎのことをすると、不正行為となり、係員の指示により試験室の外に出てもらいます。
この場合、受験したすべての科目の解答は採点されません。（受験料は返金しません。）

- ① 受験者の本人確認がじゅうぶんにできないとき。4. 参照
 - ② 携帯電話などの電子機器を持ってきていて、試験中に音やアラームが鳴ったり、マナーモードなどの振動音を発生させたりしたとき。（腕時計から音が鳴っても同様です。）
 - ③ 試験中に、電子機器をかばんにしまわずに机やいすの上に出していたり、手に持っていたり、身に着けているとき。または、操作しようしたり、作動させているとき。（電源を入れているだけでも不正行為になります。）
電子機器の例：携帯電話、スマートフォン、パソコン、スマートウォッチなどのウェアラブル端末、ICレコーダー、オーディオプレーヤー、デジタルカメラなどの撮影・録画・録音・通信機能のあるもの、ゲーム機、電子辞書、電卓、モバイルバッテリーなど。（イヤホンやヘッドホン为首から下げていたり、電子機能付きめがねをかけていたりするだけでも不正行為になります。）
 - ④ 受験者本人以外の方が代わりに受験したとき。
 - ⑤ 故意に自分のものでない解答用紙に解答したとき、または、試験会場で他の人と問題冊子、解答用紙を交換したとき。
 - ⑥ 試験中に、他の人と話をしていたり、他の人に答えを教えたり、他の人から答えを教わるなどの行為をしたとき。または、カンニング（カンニングペーパーや参考書、新聞やチラシ等を見る、他の人の解答用紙を見るなど）をしたとき。
 - ⑦ 試験中、または試験が終わってから、問題冊子や答案を持ち帰ろうとしたとき、または、持ち帰ったとき。
（試験問題や解答をメモ用紙などに書き写したり、電子機器を使って撮影したり、録音した場合を含む。）
 - ⑧ 問題冊子を切り離したとき。
 - ⑨ 試験中に、自分で用意したメモ用紙を使ったり、受験票など机の上に出していいものや受験票の封筒、受験番号シール、机などに書き込んだりしていたとき。
（試験に関係のない書き込みであっても不正行為と判定されますので、何も書いてはいけません。）
 - ⑩ 係員の許可なく試験室を出たとき。
 - ⑪ 係員が「解答をはじめてください」という前に問題冊子を開いたり、解答を書き始めたりしたとき。
 - ⑫ 係員が「やめてください」といっても解答をやめなかったとき。
 - ⑬ 「日本語」の試験で、「記述」の時間に「読解」を解答するなど、他の領域の問題を見たり、解答を行ったとき。
 - ⑭ 「日本語」の試験で、「聴読解」「聴解」の説明をしているとき、また、練習問題が流れているとき等に、練習問題以外の問題を見たり、解答を行ったとき。
 - ⑮ 試験が終わってから、係員が問題冊子、答案を集めて確認する前に試験室を出たとき。
 - ⑯ 他の受験者の迷惑となるような行為をしたとき。
（試験会場内外において、チラシ等の宣伝媒体を配布したり、特定の団体への勧誘を行うなどの行為を含む。）
 - ⑰ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利となるような虚偽の申し出をしたとき。
 - ⑱ その他、不正な行為をしたと係員が判断したときや、係員の指示に従わなかったとき。試験の公平性を損なうおそれのある行為をしたとき。
- * 不正行為に使ったもの（メモ用紙、カンニングペーパー、電子機器等）は、その場で没収し、返却しません。
- * 上記③の行為を行った場合は、その場で係員がスマートフォン等の電子機器のメール・チャットの履歴やデータフォルダの中身（画像・動画・音声など）を確認し、記録を保存します。
- * 試験の公平性確保に影響を与えるおそれのある行為、犯罪行為、試験主催者に対する暴力・威力、偽計等の不当な手段による妨害行為（試験問題の盗み出しや代理受験など悪質な不正行為）を行った受験者（及びその協力者）は警察に通報するほか、次回以降の2年間（4回）は、試験に出願しても受験を不可とすることがあります。その場合、出願しても受験できず受験料も返金されません。受験不可とするときの通告は、個人出願・団体出願を問わず、出願時に登録された連絡先に行います。また、大学等から成績照会があった場合には、成績の無効を通知することもあります。

【注意（重要）】試験問題及び解答について

日本留学試験は、試験問題及び解答の全部または一部を第三者に伝えること（口外・提示・送信等）を禁止しています。録画・録音・筆記（書き写し）・記憶して再現すること等により試験問題及び解答を他者に教えたり、その内容を教わったりすること、ウェブサイトやSNS等で公開すること、不正に共有された解答（解答速報を含む）を見る・読む・聞くなどの方法で内容を知ることが、悪質な不正行為として、上記*のとおり、以後の受験不可の処分や警察への通報まで行うことがあります。過去の試験では警察に通報した結果、逮捕者が複数名出ています。また、日本留学試験の試験問題は日本学生支援機構（JASSO）の著作物で、法令等によって保護されています。日本学生支援機構（JASSO）の許諾を得ずに公開した場合、著作権侵害とみなして法的措置を取ることがあります。